

令和8年6月11日

飯田市議会議長 竹村 圭史 様

産業建設委員長 小林 真一

所管事務調査通知書（案）

本委員会は、地方自治法第109条第2項及び飯田市議会会議規則第98条第1項の規定により、行政執行の監視機能の充実と政策提言等を目指し、下記の事項について調査することを決定しましたので通知します。

記

1 調査事項

飯田市水道事業経営戦略の見直し（水道料金の改定）について

2 調査目的

令和5年5月に水道事業経営戦略計画を改定し、これに伴い令和6年1月から水道料金の改定がなされた。令和8年度は、現計画の事後検証とともに見直しの時期となる。

令和8年3月23日の上下水道事業運営審議会において、令和9年4月から水道料金の平均改定水準は18%とすることが諮問された。

市民生活への影響に関わることに鑑み、必要な調査及び研究を行う。

3 調査方法及び報告

飯田市上下水道事業運営審議会等の審議の報告を受け、必要な調査及び研究を進める。

調査が終了次第、「所管事務調査報告書」を議長へ提出し、全議員で共有する。

4 期間

令和8年6月20日から調査終了まで